

令和6年度滋賀県立琵琶湖博物館広報業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨

当館は「湖と人間」がよりよい共存関係を構築し、次代を担う人が育つ交流の拠点として、平成27年度から令和2年度にかけて展示交流空間のリニューアルを行い、令和2年10月にグランドオープンした。また、令和3年度からは、「琵琶湖博物館第三次中長期基本計画」に沿って広報を実施しているところである。

については、当館の魅力や事業に関する情報を発信するため、パブリシティを展開し、博物館の認知度向上につながる効果的な事業を実施する。

なお、業務は、専門的な知識や豊富な実践経験を持つ民間事業者に委託することとし、本仕様書および実施要領に基づき、業務の契約業者を決定するものとする。

2. 業務の概要

(1) 委託業務の名称

令和6年度滋賀県立琵琶湖博物館広報業務

(2) 業務の内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年(2025年)3月31日まで

3. 予定価格

20,201,000円(消費税および地方消費税を含む)

4. 参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の通り登録されている者であること。

大分類: 役務 中分類: 広告

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

(5) プロポーザル説明会に参加した者であること。

5. プロポーザル説明会

(1) 開催日時

令和6年2月22日(木)10時00分から

(2) 開催方法

Zoomによるweb会議での開催とする。

(3) 参加申し込み

説明会への参加を希望する者は、プロポーザル説明会参加申込書（様式1）を e-mail(de52pr@pref.shiga.lg.jp)により **令和6年2月21日（水）12時まで**に提出すること。
web 会議参加 URL は、令和6年2月21日（水）17時まで電子メールにて通知する。

6. 企画提案書等の作成および提出

(1) 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を作成し提出すること。提案は、1者につき1案とする。

提案者は、当館のコンセプトや学術的クオリティ、リニューアルで高めた博物館の価値、観るだけではない博物館の魅力を十分に理解し企画すること。

① 令和6年度滋賀県立琵琶湖博物館広報業務プロポーザル参加申請書（様式2） 1部

※ 記名、押印すること

② 企画提案概要書 10部

・A4で2ページ程度で③の内容をまとめること。

③ 企画提案書 10部

・原則としてA4サイズとする。様式は問わない。枚数は20ページ以内とする。

・「滋賀県立琵琶湖博物館広報業務委託仕様書」の5. 業務内容の(1)は下記項目をわかりやすく示すこと。

－ PR事務局体制（担当人数、メディアや博物館との連絡体制を記載すること）

－ メディアアプローチ（当館の予見事項を踏まえたアプローチに関する手法・計画、想定する露出件数や誘致可能な番組媒体名を記載すること。）

－ YouTube動画制作（登録者数増加のための手法も併せて記載すること。）

－ 上記の内容が認知度向上につながるロジック等

・業務実施にあたり、業務全体の管理者およびその他業務従事者について、その配置や業務内容を記載すること。また、契約後の主担当予定者を明記すること。

④ 経費見積書 10部

様式は任意とする。

金額は消費税込みとし、消費税額を明記すること。

⑤ メディアリレーション調書 10部

様式は任意とする。

強いリレーションを持っているメディア媒体があれば、媒体種（テレビ・新聞・雑誌）、媒体名（局・番組名・新聞・雑誌名等）、具体的な理由や実績などを記載してください。

⑥ 社会的推進政策に関する書類 1部

8. 審査の(3) 審査基準の6. 社会政策推進に該当する場合は、証明する書面（写し可）を提出する。

(2) 提出期限

令和6年3月5日（火）15時まで

(3) 提出方法

持参（午前9時から15時まで）または郵送（書留郵便に限る）すること。ただし、郵送による場合は提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先

〒525-0001 草津市下物町1091 滋賀県立琵琶湖博物館 企画・広報営業課 担当：吉田

TEL：077-568-4811 FAX：077-568-4850

e-mail：de52pr@pref.shiga.lg.jp

7. 質問および回答について

(1) 質問受付期限

令和6年2月24日（土）17時まで

(2) 質問方法

電子メールにより（任意様式）提出すること。あて先は、6.（4）に同じ。

電話または口頭による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

令和6年2月28日（水）17時までに、プロポーザル説明会参加申込書提出者全員に電子メールにて回答する。

8. 審査

(1) 審査概要

滋賀県立琵琶湖博物館が設置する審査会において、提出された企画提案書、提案者によるプレゼンテーションにより審査を行う。なお、提案者によるプレゼンテーションは令和6年3月8日（金）、実施場所は滋賀県立琵琶湖博物館セミナー室を予定しており、時間については後日連絡する。

(2) 審査会

当館および関係課の委員をもって設置する。

(3) 審査基準

提出された書類をもとに、次の項目により総合的に審査する。

評価項目	着 眼 点	評価点
1. 企画力	認知度と知名度の違いに留意し、「令和5年度滋賀県立琵琶湖博物館広報業務委託仕様書」の「4. 目標」に対して具体的かつ効果的な広報を打ち出す企画となっているか。	15点
2. 手法	・広報手法が効果的（メディアと強いリレーションを持っているか、予見事項を踏まえたメディア PR が計画できているか）なものとなっているか。	25点
	・YouTube 動画の制作・発信について、登録者の増加につながる効果的なものとなっているか。	25点
3. 実現度	提案事業が、認知度向上に対し、具体的かつ実現可能なものとなっているか。	15点
4. 実施体制	スタッフの役割分担は明確化されているとともに、スタッフの人員配置や実績が適正かつ信頼できるものとなっているか。また、当館との連携が図れる体制が確保されているか。	10点
5. 経済性	見積価格は適正であるか。	3点
6. 社会的政策推進	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1点

	高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1点
	障害者の雇用の促進等に関する取り組みのうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1点
	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1点
	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1点
7. その他	県内に本店を有する事業者か。	2点
合計		100点

9. 契約予定者の決定方法

- (1) 当館が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき、提出された企画提案書および提案者によるプレゼンテーションの内容をもとに審査し、予定価格の範囲内において評価の総合点が最も高かった提案者を本業務の契約締結交渉相手として 1 者選定する。ただし、総合点において満点の 6 割未満の場合は、契約先候補者とししないものとする。
- (2) 審査結果は、令和 6 年 3 月 25 日（月）17 時までに参加者全員に書面または電子メールにより通知する。
- (3) 受託者が年度途中で業務を遂行することができなくなった場合、または年度当初に提出した計画どおりに業務を遂行できないと認められた場合は、契約を解除することとし、次点以降の者から順次、本業務を委託する場合がある。

10. 失格

次の各号に該当した場合、失格になるので注意すること。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 提出書類が揃っていなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類の記載内容に実施できない項目が含まれていることが判明した場合

11. 支払条件

精算払とする。

12. その他

- (1) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 本提案書は、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容、経費等については、再度調整を行った上、委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。
- (5) 相手方の取り消し
応募者が4の参加資格の要件を満たすと偽った場合または参加資格を満たさなくなった場合には、契約を取り消すことがある。
- (6) 当該業務に係る令和6年度本予算が国会において成立することを条件にプロポーザルを行うものとする。